

改正前	改正後
<p>1. 用語の定義</p> <p>(1) 真夏日</p> <p>日最高気温が30 度以上[*]の日をいう。</p> <p>ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30 度以上[*]の場合とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>※気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温による真夏日の計測について、当面の間、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防にあたっては、28度以上と読み替えて対応する。</u></p> <p><u>(暑さ指数 (WBGT) による計測の場合は、これまでと同様、25度以上を真夏日とする。)</u></p> </div> <p>2. 対象工事 ～ 5. 施工箇所点在型への適用 略</p> <p>6. 適用</p> <p><u>令和4年4月1日以降に契約を行った工事から試行を適用する。</u></p> <p>7. その他 略</p>	<p>1. 用語の定義</p> <p>(1) 真夏日</p> <p>日最高気温が30 度以上の日をいう。</p> <p>ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30 度以上の場合とする。</p> <p>2. 対象工事 ～ 5. 施工箇所点在型への適用 略</p> <p>6. 適用</p> <p><u>本通知日以降に契約を行った工事から適用する。</u></p> <p><u>※本通知より前に、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行を適用している工事については、真夏日の定義を28度以上と読み替えて対応してもよいものとする。</u></p> <p>7. その他 略</p>